

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月25日

【会社名】 株式会社U B I C

【英訳名】 UBIC, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守本 正宏

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463 - 6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石井 静太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463 - 6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石井 静太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年4月1日（月）開催の取締役会において、米国NASDAQ（以下「NASDAQ」という。）における当社普通株式を原株とする預託証券（以下「本件ADR」という。）の上場に関連して、本件ADRを米国その他の海外市場において募集（以下「本件ADR募集」という。）することを決議しました。

当社は、同月9日（火）開催の取締役会において、オーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件オーバーアロットメント対象株式」という。）を本邦外の者であるMaxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLCに対して第三者割当の方法で発行及び募集すること（以下「本件オーバーアロットメント対象株式募集」という。）を決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき臨時報告書を同日付で提出しておりました。

当社は、同月25日（木）開催の取締役会において、日本及び米国の株式市場及び為替市場の動向、決済システム上の手続、並びに日本の大型連休に伴う日程調整の必要性などの事情を総合的に勘案した結果、日本企業では約14年ぶりになるNASDAQ上場に向けたADR発行をより確実に実行するために、本件ADR募集において本件ADRの裏付けとなる当社普通株式（オーバーアロットメントの対象となる部分に係らない本件ADRを裏付ける当社普通株式、オーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件ADRを裏付ける当社普通株式）の発行及び募集（以下 と を併せて「本件新募集」という。）を従来と異なる払込期日等の日程にてあらたに決議しました。これに伴い、本件オーバーアロットメント対象株式募集を形式上中止することを決議いたしましたので、同法第24条の5第5項が準用する同法第7条第1項の規定に基づき、当該臨時報告書について、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

なお、当社は、本件新募集の決議について、臨時報告書をそれぞれ本日付で提出する予定です。

2 【訂正内容】

当社は、平成25年4月9日付で提出しました本件オーバーアロットメント対象株式募集についての臨時報告書の全文を削除いたします。